

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受けた職員の育児休業等に関する条例の一部改正（平成29年度第7号議案）等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
条例第2条の3第3号口の特に必要と認められる場合 第3条第1号	○ 子が1歳6か月になるまで育児休業をすることが特に必要と認められる場合に、保育所以外の保育を利用できない場合を追加 ※保育所以外の保育 ・認定こども園（教育・保育を一体的に行う施設）における保育 ・家庭的保育事業（認定を受けた家庭的保育者の居宅において保育を行う事業、いわゆる保育ママ）における保育
条例第2条の4第2号の特に必要と認められる場合 第3条の2（新設）	○ 一般職非常勤職員が、子が2歳になるまで育児休業をすることが特に必要と認められる場合を規定 ⇒ 子が1歳6か月になるまで育児休業をすることが特に必要と認められる場合を準用 ・保育所等の利用を希望しているが1歳6か月以降も利用できない場合 ・1歳6か月以降に子を養育する予定であった配偶者が、死亡、負傷・疾病・障害、別居、妊娠・出産により子を養育することが困難となった場合
規 定 整 備 第2条第1項	条例第2条第1号ハの新設に伴う規定整備
施 行 期 日 附則	平成29年10月1日

【参照条文】 いずれも平成29年10月1日施行予定

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項（抄）

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。

○ 職員の育児休業等に関する条例第2条の4（抄）

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合